

落札後の手続き（不動産）

安芸機構からメールによりご連絡します

開札後、安芸機構が落札者（最高価申込者）となった方へメールを送信し、 物件の売却区分番号、落札金額などをお知らせします。

このメールは安芸機構へ受信情報が届くように必ず開封してください。

※案内メールは開札日から 3 開庁日以内に送信します。

入札した際の ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、安芸機構からのメールが届かない場合は、同画面で連絡先を確認しご連絡ください。

買受人（最高価申込者）本人以外が買受代金のお支払い及び必要書類の提出を行う場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

買受代金のお支払い

※買受代金のお支払いに係る手数料などは買受人の負担になります。

お支払いしていただく金額

買受代金 = 落札価額 - 公売保証金額

※公売保証金不要の物件については落札価額のみのお支払いになります。

買受代金お支払い期限までに買受代金全額のお支払いを安芸機構が確認できることが必要です。買受代金お支払い期限は、安芸機構からの案内メールにも記載しますが、公売物件詳細画面にてご確認ください。

買受代金のお支払い方法は以下のとおりです。

【銀行振込】

安芸機構からお送りするメールで振込口座をご案内します。

振込手数料は買受人の負担となります。

【現金書留（お支払いしていただく金額が 50 万円以下の場合に限ります。）】

現金書留の郵送料等は買受人の負担となります。

【現金の直接持参】

受付時間は平日 8 時 30 分から 17 時 00 分までです。

代金お支払い期限までに安芸機構が買受代金のお支払いを確認できない場合、買受人はその物件を買い受けることができなくなり、（公売保証金が必要な物件については）公売保証金は没収となります。

買受人本人以外が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

必要書類の提出

以下の書類を安芸機構に提出してください。

必要書類の提出先は、開札後に安芸機構が落札者（最高価申込者）へ送信するメールにてご確認ください。

- ◆安芸機構が落札者（最高価申込者）へ送信したメールを印刷したもの
- ◆買受人が個人の場合 公的機関が発行した住所証明書（住民票等）
- ◆買受人が法人の場合 法人の商業登記簿謄本
- ◆所有権移転登録請求書（安芸機構 HP【様式ダウンロード】より印刷してください。）
- ◆固定資産税評価証明書
- ◆登録免許税領収証書
- ◆権利移転の許可書または届出受理書（公売財産が農地を含む場合）
- ◆買受人の印鑑証明書（発行後 3 ヶ月以内のものに限る。）
- ◆郵便切手 1,500 円分

必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）もしくは直接安芸機構に持参してください。

※自署、押印の必要な書類が多いため、電子ファイルのメール受付は行っておりませんのでご注意ください。

買受人本人以外が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

権利移転登記の囑託

安芸機構は、物件の権利移転の登記のみを行い、実際の引渡義務を負いません。

※公売財産にかかる買受代金の全額を納付したときに、買受人に危険負担が移転します。

安芸機構は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合のみ、公売参加申込時に入力した内容及び提出された書類をもって権利移転の手続（所有権移転登記等の囑託）を行います。

売却決定後、農地を除き買受人が買受代金を納付したときに所有権等の権利が移転します。

安芸機構は、買受代金の納付が確認された後、買受人に対して売却決定通知書を交付します。

※売却決定通知書は所有権移転等の登記の際に必要となるため、安芸機構から法務局へ提出します。

次順位買受申込者の方には、落札者（最高価申込者）の方の買受代金納付期限日経過後にご連絡いたします。

所有権移転の登記手続き完了までは、開札日から1ヵ月半程度の期間を要します。

代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人本人が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれらの手続きを行うことができます。代理人がそれらの手続きを行う場合、以下の書類をご提出ください。

- ◆委任状（安芸機構 HP【様式ダウンロード】より印刷してください。）
- ◆安芸機構が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの
- ◆代理人が安芸機構に直接来庁する場合や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人の免許証など本人確認書

※買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金の納付などを行う場合も、その従業員が代理人となり、委任状等が必要となります。

★☆☆必要書類（様式）のダウンロード先★☆☆

ダウンロード先 URL <http://aki-tax.jp/4form/index.html>

検索ワード 『 安芸機構 公売様式 』